



行政書士 清水栄さん
月3回無料相談会開催中。
予約はお電話かHPにて。
042-657-5016
(平日9:00~17:00)
http://sakaekt.com

コラム「終活のすすめ」 遺言書 ②



今回は「遺言書」がなくて困ったその実際の例を紹介いたします。

■エピソード
①子どもはいるが縁が切れ、どこにいるか分からないA男さんは85歳の男性。昨年病気で亡くなった奥様との間にはお子様がいません。それで遺言書を作ることにになりましたが念のためA男さんの相続人を確認するため戸籍をとると……A男さんは亡くなった奥様の前に2回ご結婚されておられ1回目の結婚の際に1人、2回目の結婚の際に2人のお子様がいっぱいいます

た。つまり「3人の相続人がいる」ということです。しかし、この3人とはすでに40年以上音信不通で連絡を取っていませんし、どこにいるかも分かりません。もし相続が発生しても葬儀をしてくれるところか「関係ない」と連絡すら来ない可能性があります。

最終的に、遺言書は実兄に遺贈する形で作成しました。今回は遺言執行者は専門職(行政書士や税理士など)なので、A男さんが亡くなった後の手続きはその専門職が行い、相続財産を兄の口座に振り込み終了します。お兄様は何もする必要はありません。受取をするだけです。

またご兄弟も高齢なので、死後事務委任契約を検討中です。死後事務委任契約をしておくとご葬儀、ご供養なども専門職(行政書士)が行う形になります。

縁の切れた子どもにとつて「遺産が入る」と喜ぶこともありますが、遺産どころか「大きな負債、借金がある」こともあります。資産価値のない自宅に家財などの残置物が大量にあり不動産を売却するためには大金を払わないといけないことも多いのです。そうなる子どもが相続放棄する可能性もあります。これではA男さんは安心できませんね。遺言書で兄弟などに遺贈するとしておけば、状況を知っている兄弟が葬儀や供養、相続なども対処できます。遺言書を書くことで亡くなった後のことを信頼できる方にお願ひすることができるのです。



■エピソード②
親兄弟も配偶者も子どももないBさんはとてもいい方でみんなの人気者。一緒に暮らしていたお母さんも数年前にご逝去され今は一人暮らしです。いとことは行き来がありません。写真が趣味のBさんは独り暮らしを満喫していました。50半ばに

なり、大きな病気になり3か月間、仕事を休み、6か月後鬼籍にはいりました。Bさんは相続人がいませんから、数千万円の死亡退職金も受取人がいません。自宅も本人名義ですが、相続人がおらず最終手段として会社が弁護士を頼んで「相続財産管理人」を申立することとなりました。数百万円の着手金を払い、全てを清算して最終的に国庫に入ります。

最高裁判所によると、相続人不在による相続財産の収入はこの20年で6倍に増えました。この場合、遺言書で「いとこ」などに遺贈すると

今日のトピックス?

今日は何の日?

- ①1952年9月27日制定
- ②カップパッジ
- ③都の美術館、博物館、庭園などの入館料・観覧料が無料

きらら工房 包丁研ぎ 今月の日程

- 【マルシェ802】10月2日(月)、10月20日(金) 9時~15時
- 【京王ストアめじろ台店】10月11日(水) 10時~15時
- 【京王ストア北野店】10月15日(日) 10時~15時
- 【めじろ台会館】10月30日(月) 10時~15時

詳細は、右QRコードにてまたは「きらら工房八王子」で検索しHPで確認して下さい。問合せ：070-4796-7023(日中のみ)



相続なども対処できます。例えば、Bさんが希望するところに遺贈することもできたのです。病気になつてから遺言書を書くのは辛いもの。元気な時に準備しておきましょう。